

10月1日 法の日

「国民主権のもとに、国をあげて法を尊重し、法によつて基本的権利を擁護し、法によつて社会秩序を確立する精神を高揚するため『法の日』を創設する」と定められたものである。

土地の境界!相談するなら 土地家屋調査士へ!

各地で『**無料登記相談会**』開催

下記の電話・ホームページでご確認ください。

TEL.078-341-8180

兵庫県土地家屋調査士会

検索

一部
予約制

境界問題相談センターひょうご

TEL.078-341-8280 受付面談無料(要予約)

